H_{14} ＝ 0.051
H_{15} ＝ 0.055
H_{16} ＝ 0.055
H_{17} ＝ 0.055
H_{18} ＝ 0.053
H_{19} ＝ 0.053
H_{20} ＝ 0.056
H_{21} ＝ 0.054
H_{22} ＝ 0.053
H_{23} ＝ 0.052
H_{24} ＝ 0.050
H_{25} ＝ 0.028
H_{26} ＝ 0.026
H_{27} ＝ 0.004
H_{28} ＝ 0.0047
H_{29} ＝ 0.0045

I_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額に相当する額

J_{16} ＝ 0.033
J_{17} ＝ 0.030
J_{18} ＝ 0.030
J_{19} ＝ 0.030
J_{20} ＝ 0.035
J_{21} ＝ 0.034
J_{22} ＝ 0.034
J_{23} ＝ 0.034
J_{24} ＝ 0.033
J_{25} ＝ 0.033
J_{26} ＝ 0.032
J_{27} ＝ 0.002
J_{28} ＝ 0.0010
J_{29} ＝ 0.0010

H_{14} ＝ 0.051
H_{15} ＝ 0.055
H_{16} ＝ 0.055
H_{17} ＝ 0.056
H_{18} ＝ 0.053
H_{19} ＝ 0.057
H_{20} ＝ 0.057
H_{21} ＝ 0.054
H_{22} ＝ 0.053
H_{23} ＝ 0.052
H_{24} ＝ 0.028
H_{25} ＝ 0.028
H_{26} ＝ 0.010
H_{27} ＝ 0.004
H_{28} ＝ 0.0047

I_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額に相当する額

J_{16} ＝ 0.033
J_{17} ＝ 0.030
J_{18} ＝ 0.030
J_{19} ＝ 0.035
J_{20} ＝ 0.035
J_{21} ＝ 0.035
J_{22} ＝ 0.035
J_{23} ＝ 0.034
J_{24} ＝ 0.034
J_{25} ＝ 0.033
J_{26} ＝ 0.003
J_{27} ＝ 0.002
J_{28} ＝ 0.0010